

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第4条の4第3項
処 分 の 概 要：許可クロスボウに係る表示措置命令
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号（許可）、第4条の4第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条の2（表示措置命令）
処 分 基 準： 所持許可に係るクロスボウに製造番号等固有の番号が刻印されていない場合、製造番号等固有の番号が刻印されているものの容易に消失するおそれがある場合等は、クロスボウ番号標の貼付けによる表示措置を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110）
備 考：